個人用としてお米を輸入しようとされる皆様へ

〇 個人用としてお米を輸入する場合で、関税等の免除の適用を受けようとする場合には、法令の定めにより、個人用物品の一般的な免税規定のほか、過去1年間のお米の輸入数量が100kg以下であることを届出して、農林水産省職員の確認を受けることが必要です。

《届出の方法》

- ① この届出用紙(3枚複写になっています。)に必要事項を記入してください。
- ② 届出用紙の1枚目(地方農政局等提出用)と2枚目(税関提出用)をお近くの地方農政局等(空港や海港では、植物防疫所のカウンターでも届出を受け付けています。)へ提出してください。

なお、提出の際には、輸入される方の住所・氏名を確かめるに足りる資料(運転 免許証、国民健康保険被保険者証、パスポートなど)を提示するか、その資料の写 しを添付してください。

- ③ 提出された届出書は記載内容を確認した上で2枚目(税関提出用)を返却いたしますので、お米の輸入申告の際に税関係官へ提出してください。
- ④ 3枚目(本人控え用)は、控えとなりますので大切に保管してください。

《記入上の注意》

- 本邦に住所を有しない方は、住所の代わりに国籍と旅券番号を記入してください。
- ② 住所・氏名欄には、ふりがな又は英字による表記もあわせて記入してください。
- ※ 関税等の免除の適用を受けて個人用としてお米を輸入する場合、この届出を行わず、又は虚偽の届出をした場合には、法令の定めにより20万円以下の過料に処されることがあります。
- ※ この届出によって得られた個人情報は、厳重に管理し、当該届出の確認以外の用 途には利用いたしません。
- ※ この届出に関してご不明な点がございましたら、地方農政局等(北海道農政事務所(北海道)、東北農政局(宮城)、関東農政局(埼玉)、北陸農政局(石川)、東海農政局(愛知)、近畿農政局(京都)、中国四国農政局(岡山)、九州農政局(熊本)、内閣府沖縄総合事務局(沖縄)をいう。)にお問い合わせください。